



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年10月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
下諏訪都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び下諏訪町役場

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和5年10月26日

長野県長野建設事務所長 青木 謙通

- 1 許可番号
令和5年8月24日 長野県長野建設事務所指令5長建第62-12号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上高井郡小布施町大字中松字宮下784-6
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市三輪1-16-3
松島 強志、松島 志織

都市・まちづくり課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、長野県知事から、令和4年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

令和5年10月26日

長野県監査委員 増田 隆 志

同 西 沢 利 雄

同 青 木 孝 子

同 山 岸 喜 昭

1 【監査結果（指導事項）に関する報告に基づく措置の内容】

監査対象団体名	監査の結果	措置の内容
公立大学法人長野県立大学	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 運営費交付金の会計処理 県から交付される運営費交付金は、運営費交付金取扱要綱で期首に運営費交付金債務として負債計上し、その後、一定の基準で毎月末に収益化すると規定していますが、期末に一括して会計処理（収益化）していますので、改善してください。</p>	<p>1 期末に一括して収益化をしている実態に合わせて、公立大学法人運営費交付金取扱要綱第10条「運営費交付金債務の収益化は、3月末とする。」に改正いたしました。</p>
公益財団法人長野県長寿社会開発センター	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 理事会決議の不備 評議員会を招集する場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項により評議員会の目的である事項等を理事会の決議で決定する必要があり、同法第194条第1項に規定する評議員会の決議の省略による場合も同様と解されますが、理事会で決議していませんので、改善してください。</p> <p>2 経理責任者等の任命 会計処理規程で規定する経理責任者、出納責任者及び固定資産管理責任者等を任命していませんので、会計処理規定に従い任命してください。</p> <p>3 財務諸表の作成等 決算報告に係る財務諸表について、正味財産増減計算書内訳表及び附属明細書が作成、公表されていませんので、公益法人会計基準に従い作成してください。</p>	<p>1 令和5年度から改善しました。</p> <p>2 令和5年4月1日付けで発令し改善しました。</p> <p>3 令和4年度決算分から改善し公表します。</p>
一般社団法人長野県農業会議	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 退職給付引当金の計上 退職給付引当金について「公益法人会計基準」の運用指針の5で、一定の要件を満たす法人の退職一時金に係る債務を期末要支給額により算定することができると規定しており、令和3年度決算に係る財務諸表に対する注記でも、退職給付引当金の計上基準として期末要支給額を計上するとしています。令和3年度決算における退職給付引当金が期末要支給額を超過して計上されていますので、改善してください。</p>	<p>1 今後は、公益法人会計基準の退職給付引当金の計上基準である期末要支給額を積み立てるよう改善します。なお、現時点において既に令和4年度末及び令和5年度末の計上基準を上回ることが見込まれたことから、令和5年3月27日に開催した第8回臨時総会に令和4年度収支補正予算案及び令和5年度収支予算案を提出し、退職給付引当金を計上しないことを決定しました。</p>

<p>学校法人外語学園</p>	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 第4号基本金の取り崩し</p> <p>学校法人会計基準に規定する第4号基本金について、文部大臣裁定で定める恒常的に保持すべき金額(計算額)が前年度計上額を下回ったため差額を取り崩していますが、同裁定では前年度計上額に対する計算額の割合が100分の80以上100分の100未満の場合は取り崩すことが出来ないとされており、計算額はこの範囲内(100分の98)ですので、改善してください。</p>	<p>1 監査・指導をお願いしている公認会計士に確認したところ、監査委員事務局のご指摘に相違がないとの見解がありました。令和4年度以降の決算に際しては文部大臣裁定に基づき取り扱うこととします。</p>
<p>公益財団法人長野県国際化協会</p>	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 正確な財務諸表の作成</p> <p>財務諸表のうち、貸借対照表の(3)その他固定資産、財務諸表に対する注記の基本財産及び特定資産の増減額及びその残高、基本財産及び特定資産の財源等の内訳表に誤りがありますので、正確な財務諸表を作成するよう改善してください。</p> <p>2 未収金又は未払金の計上</p> <p>当年度決算で未収金又は未払金に計上すべき収益又は費用を、次年度の収益又は費用として会計処理していますので、公益法人会計基準に従い適切に会計処理するよう改善してください。</p> <p>3 経理責任者等の任命</p> <p>経理責任者及び出納責任者等を任命していませんので、会計処理規程に従い任命してください。なお、法人の資産保有・運営状況等を勘案して、同規程に定める固定資産管理責任者及び物品管理責任者の設置の必要性について、検討してください。</p> <p>4 会計処理規程の改正</p> <p>(1) 会計処理規程第25条で固定資産の減価償却方法は定率法と規定していますが、財務諸表に対する注記では減価償却方法は定額法と記載されており、実際に定額法で減価償却していますので、会計処理規程を改正してください。</p> <p>(2) 会計処理規程第15条第3項で、理事長が予算の補正の専決処分をした場合、直後の評議員会に報告して承認を得ると規定していますが、定款で予算の決定は理事会の決議事項と規定していますので、会計処理規程を改正してください。</p>	<p>1 転記ミス等については、ダブルチェックを徹底し、正確な財務諸表の作成に努めます。</p> <p>2 令和4年度の決算時から、当年度の収益又は費用として計上しました。 今後も適切な会計処理に努めます。</p> <p>3 両責任者として、常務理事を任命しました。(令和5年度から) 固定資産管理責任者及び物品管理責任者については、当協会の資産保有及び運営状況を勘案し、設置しないことにしました。</p> <p>4 (1)(2)いずれも実態に合わせて改正しました。(令和5年3月17日施行)</p>
<p>長野県中小企業団体中央会</p>	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 理事会の運営</p> <p>理事会の決議は書面による議決権行使を認めていますが、定款第33条第2項で「理事会の議決は、出席者の過半数で決する。」と規定していますので、改善してください。</p>	<p>1 理事会の運営に関して、定款変更の手続きの措置を行い、書面議決を明確に規定し、改善しました。</p>

	<p>2 予算編成に係る規定 会計処理規程で決算の承認について規定していますが、予算の承認については規定していませんので、改善してください。 また、例年5月に総代会を開催して当該年度予算が決議されており、事業年度始期の4月1日から総代会決議までは予算が決定していないにもかかわらず事業が執行されていますので、会計処理規程等の改正又は予算編成手続を改善してください。</p> <p>3 基本財産の計上 定款第47条第1項で「本会に基本財産を置く。」と規定していますが、計上されていませんので、改善してください。</p> <p>4 基金の計上 貸借対照表の負債の部は、中小企業等協同組合法施行規則第86条で流動負債及び固定負債に区分しなければならないと規定していますが、当該区分に加えて「基金」を計上していますので、改善してください。 また、当該基金の取り扱い等に係る規程を整備してください。</p> <p>5 退職給与引当金の計上 貸借対照表の固定負債に「退職給与引当金」を計上していますが、計上基準が明確ではありませんので、企業会計原則に従い、期末要支給額等の合理的に見積もった金額を計上してください。 また、当該引当金の計上基準を注記する等、明瞭に記載することを検討してください。</p>	<p>2 「事務処理規程」を変更し、決裁事項として計画・予算編成の手続きとその権限を明確に規定し、かつ、総代会承認までの予算の執行権限を明確にすることで改善しました。</p> <p>3 令和4年度決算報告書の余剰金処分において、基本財産を計上し、改善しました。</p> <p>4 令和4年度決算報告書の財産目録及び貸借対照表に固定負債を構成する「基金」として計上し、改善しました。 また、改めて実態に従った「基金取扱規程」を整備しました。</p> <p>5 現在の退職給与引当金額を財産目録、貸借対照表に計上していますが、要支給額との差額が生じています。また、特定退職金共済制度に加入しており、共済制度からの退職金支給試算額も見込まれます。 本会の直近年度末決算より、会計事務所を入れ、「過去の誤謬に関する取扱い」に従い、その時点での要退職給与引当金を計上し、脚注において過去の要支給額とその差額について、その経過を含めて説明することとします。</p>
<p>公益財団法人長野県スポーツ協会</p>	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 社会保険料個人負担分の会計処理 社会保険料個人負担分の預り金を簿外で会計処理していますが、一般的に簿外処理は会計不正のリスクが高いと考えられますので、改善してください。</p>	<p>1 令和5年2月分の給与支給時から、社会保険料個人負担分の預り金の処理を簿内で取り扱うよう、会計処理の方法を改めました。</p>
<p>塩尻商工会議所</p>	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 予算管理規程の作成 商工会議所会計基準第9条に規定する予算管理規程を作成していませんので、改善してください。</p> <p>2 出納閉鎖 組織・事務規則第37条で「出納は、当該事業年度の3月31日をもって閉鎖する。」と規定していますが、未収補助金の収納等3月31日以降も出納していますので、改善してください。</p> <p>3 退職給与引当金の計上 退職給与引当金について、決算書類に対す</p>	<p>1 令和5年3月29日開催の通常議会総会にて、議案4号「規則の制定及び変更について」において塩尻商工会議所予算管理規則の制定を承認し、令和5年4月1日より施行しました。</p> <p>2 監査時のご指導のとおり、組織・事務規則第7条を削除する変更について、令和5年3月29日開催の通常議員総会にて議案4号「規則の制定及び変更について」にて塩尻商工会議所組織・事務規則の変更を承認し、令和5年4月1日より施行しました。</p> <p>3 注記に関しては、「退職給与引当金は従業員の退職金支払いに備えるため、退職給与積</p>

	る注記に期末要支給額を計上するとしていますが、令和3年度決算で期末要支給額を超過して計上していますので、改善してください。	立金特別会計収支決算書に記載する退職金要支給額明細書のとおり計上する。」と記載内容を令和4年度決算書より変更しました。
佐久商工会議所	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 附属明細表の作成 商工会議所会計基準第23条に規定する貸借対照表に付属する明細表（積立金明細表及び固定資産明細表）を作成していませんので、改善してください。</p> <p>2 予算管理規程の作成 商工会議所会計基準第9条に規定する予算管理規程を作成していませんので、改善してください。</p>	<p>1 令和4年度収支決算書より作成・添付しました。</p> <p>2 第287回常議員会（令和5年6月14日開催）にて予算管理規程を新設し、同日より施行となりました。</p>
岡谷商工会議所	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 会計区分間資金移動の会計処理 交付申請・決定済み補助金が入金するまでの間、他の特別会計から一時的に資金を繰り入れて（内部取引）事業を実施していますが、当該資金を仮受金として会計処理していますので、改善してください。</p> <p>2 予算管理規程の作成 商工会議所会計基準第9条に規定する予算管理規程を作成していませんので、改善してください。</p>	<p>1 ご指導いただいた会計処理について、年度内での処理や内部取引における科目の取り扱いについて、会計基準に基づいて処理致しました。今後、適切な処理を行うよう内部で再度確認致しました。</p> <p>2 去る令和5年2月27日に実施された当所の臨時議員総会にて、議案審議に際し、第3号議案として上程、出席された議員方の承認を得て、予算管理規則を設置しました。</p>

2 【監査結果（検討事項）に関する報告に基づく措置の内容】

監査対象団体名	監査の結果	措置の内容
公立大学法人長野県立大学	<p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 補正予算に係る規定 会計規程第8条第4項で予算の編成について「理事長は、予算案を経営審議会の審議に付し、理事会の議を経て、予算を決定するものとする。」と規定し、補正予算は同規程第9条で「理事長は、必要があると認めた場合には、予算を補正することができる。」と規定しています。 財務規律確保の観点から、補正予算についても同規程第8条第4項を適用するよう検討してください。</p>	<p>1 公立大学法人長野県立大会計規程第9条第2項「予算を補正する場合には、前条第4項を準用する。」に改正いたしました。</p> <p>参考：前条第4項 「理事長は、予算案を経営審議会の審議に付し、理事会の議を経て、予算を決定するものとする。」</p>
一般社団法人長野県原種センター	<p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 固定資産の現物照合 財務規程第48条で、固定資産について年1回以上は固定資産台帳と現物照合すると規定していますが、照合を行う際は照合用台帳を作成して照合結果の記録を残すよう検討してください。</p> <p>2 災害対応 事象別（停電、水害等）の危機対応マニュアルの作成や、千曲川の決壊等に備えた土嚢袋の備蓄などの対策を実施するよう検討してください。</p>	<p>1 令和4年度中に固定資産の照合用台帳を作成し、以降これを用いて現物照合を行い、結果を記録することとしました。</p> <p>2 停電や水害時等の対応にあたりましては、令和4年度に「緊急時における種子貯蔵庫の対応について」を定め、これに基づき、災害時の種子の移動や土嚢の準備による施設内への水の侵入防止等の対策を実施いたします。</p>

長野県商工会連合会	<p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 貯蓄共済事業の分離 貯蓄共済事業については、収益事業特別会計の一部として会計処理及び決算報告されていますが、当該事業は共済加入者からの掛金で運用等されており、資産の状況等を他の会計とは切り離して明示する必要がありますので、独立して会計処理するよう検討してください。</p> <p>2 特別会計の決算会計書類 収益事業特別会計と職員退職給与共済制度特別会計について定款第39条に規定する決算関係書類と異なる書類が作成されていますので、会計毎の決算関係書類を明確に規定するよう検討してください。</p>	<p>1 商工貯蓄共済事業については、収益事業特別会計との連結会計処理を廃止することを検討いたします。 会計処理については、全国商工会連合会「商工貯蓄共済特別会計経理基準（「商工貯蓄共済事業特別会計経理の手引き」）」に基づき、独立して処理することを検討いたします。</p> <p>2 収益事業特別会計の決算関係書類については、全国商工会連合会の特別会計に関する手引きが別途あり、その手引きに基づき会計処理を含む事務処理を行っております。 ご指摘をいただきました定款第39条に規定する決算関係書類とは異なる書類であるため、全国連手引きに沿った決算関係書類を作成する旨、内規による規程を設けます。 職員退職給与共済制度の特別会計は、定款第39条のとおり書類を作成し、一般会計同様に書類の作成等行っております。</p>
公益財団法人長野県長寿社会開発センター	<p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 賞与引当金に係る注記 職員の人件費（賞与を含む）には県補助金が充てられており、賞与引当金を計上していませんので、その旨を財務諸表に注記するよう検討してください。</p> <p>2 共益事業の区分 賛助会員の会費の一部を活用して賛助会員グループの活動を支援する事業を公益目的事業と区分して共益事業としていますが、当該事業は「公益認定等ガイドライン」（内閣府公益認定等委員会）による公益目的事業に該当すると考えられますので、区分の見直しを検討してください。</p>	<p>1 令和4年度決算分から改善しました。</p> <p>2 賛助会の実情を見ながら検討していきます。</p>
一般社団法人長野県農業会議	<p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 理事の委任状 理事会を欠席する理事に委任状を提出させて理事会の決議要件を確認していますが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第95条第1項で理事会成立要件を満たすのは出席した理事に限定しており委任状に効力はないため、運用を改めるよう検討してください。</p> <p>2 役員の選任（欠格事由確認） 役員の選任に当たり、候補者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条に規定する役員の欠格事由に該当しないことを確認していませんので、誓約書を徴する等の方法で確認するよう検討してください。</p>	<p>1 今後は、理事会の招集通知に委任状の提出を求めないように改善します。なお、監査結果の公表以後の令和5年2月15日に開催した第14回定時理事会では、委任状の提出を求めておりません。</p> <p>2 今後は、役員の欠格事由に該当しないことを確認するため、役員の選任にあたっては誓約書の提出を必ず求めてまいります。</p>
公益財団法人長野県国際化協会	<p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 評議員会による決算書類の承認 定款第8条で評議員会の承認を受ける決算書類を、貸借対照表、損益計算書（正味財産</p>	<p>1 定款第15条第7号のその他の定款に定める承認事項として運用してきていますが、今後、改正の必要性も含め検討します。</p>

	<p>増減計算書)及び財産目録と規定していますが、定款第15条の評議員会の権限規定では、財産目録の承認を明確に規定していません。その他の定款に定める承認事項として運用は可能ですが、明確に規定するよう検討してください。</p> <p>2 賛助会費に係る規程 ANPI賛助会費については、会員規定で1口当たりの会費額が定められていますが、SANTA賛助会費については明確に定められていませんので、規定するよう検討してください。</p>	<p>2 理事会申し合わせ事項として規定し、理事会で承認されました。(令和5年3月17日)</p>
長野県中小企業団体中央会	<p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 積立資産の計上 本部事務局がある長野県中小企業会館(区分所有)の改築等に備えて、特別積立金として会館修繕積立金を計上していますが、見合いの積立資産を固定資産に計上するよう検討してください。</p>	<p>1 令和4年度決算報告書の財産目録及び貸借対照表の固定資産の中に、会館修繕積立金に見合いの「特定引当資産」を計上しました。</p>
公益財団法人長野県スポーツ協会	<p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 寄附金取扱規程の改正 寄附金受領の際は原則として寄附申込書を徴して寄附者の意思を確認していますが、寄附金取扱規程に規定されていませんので、明確に規定するよう検討してください。</p>	<p>1 寄附金取扱規程の寄附申込書の様式を規定する旨の改正を行い、令和5年3月22日付けで施行しました。</p>
信州まつもと空港利用促進協議会	<p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 役員を選任 規約第6条第4項で「理事及び監事は、総会において選任する。」と規定していますが、充て職の理事又は監事が人事異動で交代した場合の取り扱いについて、規約で明確に規定するよう検討してください。 なお、協議会と役員は、民法第643条の委任の関係であると考えられますので、協議会からの就任依頼と受任者の就任承諾を明確にするよう検討してください。</p> <p>2 予算の編成及び執行 例年5月に総会を開催して当該年度の予算が決議されており、会計年度始期の4月1日から総会決議までは予算が成立していません。この間、出納は保留していますが予算の裏付けが必要な発注等は実施していますので、規約の改正又は予算編成手続の変更を検討してください。</p> <p>3 総会の運用等に係る規約 総会の運用等に係る規約の規定について、以下の事項の改正を検討してください。 (1) 総会の審議事項について、規約第10条第1項第1号で「事業計画及び予算、決算に関すること。」と規定していますが、当該規定に「事業報告」を追加すること。 (2) 総会の成立要件について規約で規定する</p>	<p>1 令和5年5月29日の協議会総会において規約を改正し、理事又は監事が人事異動等により任期途中で辞任した場合における取扱いについて規約第6条第4項に明記しました。 なお、役員に対しては役員改選時に協議会から就任依頼を行い、就任承諾を得るよう改善します。</p> <p>2 令和5年5月29日の協議会総会において規約を改正し、総会で予算承認を受けるまでの予算執行に係る取扱いについて規約第14条第3項及び第4項に明記しました。</p> <p>3 (1) 令和5年5月29日の協議会総会において規約を改正し、規約第10条第1項第1号に規定する総会の審議事項に「事業報告」を追加しました。 (2) 令和5年5月29日の協議会総会において</p>

	<p>こと。</p> <p>また、実際の運用では、委任状の提出者も出席者として計数していますが、この取り扱いを規約で明確に規定すること。</p> <p>(3) 令和3年度に書面で総会の審議・議決を行っていますが、書面決議の要件等について規約で明確に規定すること。</p> <p>4 理事会の運用等に係る規約 理事会の成立要件及び決議要件について、規約で規定するよう検討してください。</p> <p>5 幹事会の設置 規約第12条で「協議会の運営に関する事項の企画立案を行うため幹事会を置く。」と規定していますが、幹事会を設置していませんので、常設ではなく必要な場合に設置するのであれば、その旨を明確に規定するよう検討してください。</p> <p>6 事務局長等の任命等 規約第13条に規定する事務局に事務局長等を置いています、任命等の手続きを行うよう検討してください。</p> <p>7 会計年度と出納閉鎖 規約第14条で会計年度を毎年4月1日から翌年3月31日までと規定していますが、当該期間経過後も出納していますので、規約の改正又は運用の改善を検討してください。</p> <p>8 国際化特別会計の支出科目 特別顧問に係る委託料を事務局費に計上していますが、経費の内容から事業費へ計上することが適当と考えられますので、検討してください。</p>	<p>規約を改正し、総会の成立要件及び委任状の取扱いについて規約第10条第3項及び第4項に明記しました。</p> <p>(3) 令和5年5月29日の協議会総会において規約を改正し、総会における書面決議の要件等について規約第10条第5項に明記しました。</p> <p>4 令和5年5月29日の協議会総会において規約を改正し、理事会の成立要件及び決議要件について規約第11条第3項、第4項及び第5項に明記しました。</p> <p>5 令和5年5月29日の協議会総会において規約を改正し、幹事会を必要に応じて設置することができる旨を規約第12条第1項に明記しました。</p> <p>6 令和5年度から事務局長等の任命手続きを行うこととしました。</p> <p>7 令和5年5月29日の協議会総会において規約を改正し、会計年度に係る出納閉鎖期間について当該事業年度の翌年4月末日をもって閉鎖する旨を規約第14条第2項に明記しました。</p> <p>8 国際化特別会計における特別顧問に係る委託料について、令和5年度支出分から事業費へ計上することとしました。</p>
<p>長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会</p>	<p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 役員の選任 役員の選任について、以下の事項を検討してください。</p> <p>(1) 規約第7条で役員は総会において選任すると規定していますが、充て職の役員が人事異動で交代した場合の取り扱いについて、規約で明確に規定すること。</p> <p>(2) 前項に関連して、規約第10条の規定（「役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。」）を整理すること。</p> <p>(3) 協議会と役員は、民法第643条の委任の関係であると考えられますので、協議会からの就任依頼と受任者の就任承諾を明確にすること。</p> <p>2 幹事会に係る規定 規約第20条に規定する幹事会は、総会付議</p>	<p>1</p> <p>(1) 令和5年3月22日に開催した令和4年度通常総会において、規約を改正し、明確に規定しました。</p> <p>(2) 令和5年3月22日に開催した令和4年度通常総会において、規約を改正し、明確に規定しました。</p> <p>(3) 令和5年度役員について、書面により、就任依頼と受任者の就任承諾を明確にしました。</p> <p>2 規約で明確に規定するように検討します。</p>

	<p>事項の協議や事業計画及び収支予算の承認等の重要事項を所掌し、一部の幹事は1件20万円未満の予算執行等を専決しています。幹事の選任手続きや幹事会の成立要件及び議事の記録について、規約で明確に規定するよう検討してください。</p> <p>3 専決予算の報告 年度事業計画及び収支予算は、規約第29条で総会の議決事項とし、緊急の場合は会長が収支予算総額の1割以内の増減は総会の議決がなくても変更できると規定していますが、当該専決予算を次の総会で報告するよう検討してください。</p> <p>4 支出予算の超過執行 勘定処理の原則を、会計処理規程第11条第1項第1号で「すべての収入および支出は、予算に基づいて処理すること。」と規定していますが、令和3年度決算において、前項の専決予算を反映していないことから一部の勘定科目で支出予算額を超過して執行していますので、予算書の整備等について検討してください。</p> <p>5 県知事への報告 規約第31条及び第32条に規定する前年度の財産目録及び貸借対照表、変更後の規約と各種規定に係る県知事への報告、会計処理規定第34条に規定する決算確定の県知事への報告を行っていませんので、規約の改正又は運営を検討してください。</p> <p>6 総会の運営 例年、総会を2月頃に1回開催し、前年度の事業報告及び収支決算を承認していますが、事業年度終了後10月以上経過していますので、早期に承認されるよう総会運営等を検討してください。 また、検討事項1の役員の選任についても、人事異動等による前任者の退任後相当期間経過後に後任者が選任されていますので、総会運営等を検討してください。</p>	<p>3 令和5年3月22日に開催した令和4年度通常総会において、専決予算に係る規約を改正し、総会における報告を加筆しました。本改正を踏まえ、次期総会において報告を行います。</p> <p>4 令和4年度予算について、会長の専決予算が決算に反映されるよう、予算書の整備等を行いました。</p> <p>5 知事報告に係る規約の改正又は運営を検討します。</p> <p>6 総会への諮問時期等運営方法を検討します。</p>
<p>「スノーリゾート信州」プロモーション委員会</p>	<p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 役員の選任 委員会と役員は、民法第643条の委任の関係であると考えられますので、委員会からの就任依頼と受任者の就任承諾を明確にするよう検討してください。</p> <p>2 予算の編成及び執行 例年7～8月に総会を開催して当該年度の予算が決議されており、会計年度始期の4月1日から総会決議までは予算が成立していませんが、この間も事業が執行されていますので、規約の改正又は予算編成手続の変更を検討してください。</p>	<p>1 総会場で選任された役員には、就任承諾書を提出いただくよう、規約を改定いたします。また、任期途中に人事異動等がある場合についても同様に就任承諾書を提出いただくよう、規約を改定いたします。</p> <p>2 会計年度を8月から翌年7月末までとする改正規約案を令和5年度の総会（7月開催予定）で審議し、可決されましたら令和6年度から適用します。なお、令和5年度は、経過措置として、令和5年4月1日から令和6年7月31日までを事業年度とします。</p>

	<p>3 総会の運用等に係る規定 総会の運用等に係る規約の規定について、以下の事項の改正を検討してください。</p> <p>(1) 総会の審議事項について、規約第8条第1項第1号で「事業計画及び予算、決算に関すること。」と規定していますが、当該規定に「事業報告」を追加すること。</p> <p>(2) 総会の成立要件について、規約第8条第2項で「構成員の過半数の出席」と規定していますが、委任状の提出者も出席者として計数していますので、この取り扱いを規約で明確に規定すること。</p> <p>4 運営委員会に係る規定 規約第9条に規定する運営委員会について、委員会の業務執行を担う重要な組織として運用するのであれば、成立要件や決議要件を規約で明確に規定するよう検討してください。</p> <p>5 事務局長の指名 規約第10条第2項に規定する事務局長を指名していませんので、規約に従い指名するよう検討してください。</p> <p>6 費用負担（事務局費）の適正化 委員会の事務局は（一社）長野県観光機構が担当していますが、令和3年度決算では事務局業務に従事する同機構職員の人件費や一般管理費が計上されていません。委員会の事務には相応の経費を要しており同機構の負担になっていますので、適正な事務局費の計上について、構成員と協議・検討してください。</p> <p>7 決裁権限に係る規程 会計処理等の決裁権限に係る規程がなく、事案によって取り扱いが異なっていますので、決裁権限を明確に規定するよう検討してください。</p>	<p>3</p> <p>(1) 総会の審議事項について、規約を改定予定です。</p> <p>(2) 総会の成立要件について、規約を改定予定です。</p> <p>4 運営委員会の成立要件や決議要件について規約を改定予定です。</p> <p>5 会長が指名した事務局長あてに任命書を送り、任命するよういたします。</p> <p>6 令和5年度分の県負担金から一定割合を事務局費として計上することを県及び構成員と協議・検討します。（プロモーション委員会の総会で審議ののち確定予定。）令和6年度以降については、県観光部観光誘客課と協議・検討いたします。</p> <p>7 事務局内で決裁権限表を定め、取扱いを徹底します。</p>
	<p>所管部局（観光部）に対する検討事項</p> <p>1 費用負担（事務局費）の適正化 「スノーリゾート信州」プロモーション委員会の事務局は（一社）長野県観光機構が担当していますが、令和3年度決算では事務局業務に従事する同機構職員の人件費や一般管理費が計上されていません。委員会の事務には相応の経費を要しているため、他の構成員も含めて適正な費用負担（事務局費の計上）について、早急に検討してください。</p>	<p>1 プロモーション委員会の支出項目に、事務局費を計上することといたします。（プロモーション委員会の総会で審議ののち確定予定。）</p>

3 【監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針】

監査対象団体名	監査の結果	対応の方針
公益社団法人長野県林業公社	団体等に対する意見 1 公社事業等に対する県民理解の促進 長野県林業公社の主要事業である「分収林事業」は、分収林が伐期を迎えて木材の売却	1 当公社は、自ら森林の管理ができない土地所有者に代わって、分収林方式による積極的な森林整備を行い、最奥部にまで及ぶ森林の

収入が得られるまでの間、県からの長期借入金
を主な財源として実施せざるを得ないとい
う構造的な課題があります。

令和3年5月に策定した第2次経営改革プ
ランの中で、現状の低迷する木材価格等一定
の条件で試算した長期収支予測によると、最
終事業年度（令和58年度）に県からの借入金
約126億余円が償還不能になると見込まれ、
極めて厳しい経営状況にあります。

一方、公社が行う事業は、森林資源の適正
な保育・管理等を通じ、国土の保全、水源の
涵養、水害や土砂災害の予防、ゼロカーボン
への貢献など、公益的機能の維持増進に重要
な役割を果たしてきており、今後も継続して
ゆく必要があります。

このような状況を踏まえ、公社の経営状況
や事業継続の必要性等について、積極的に情
報発信して県民に丁寧に説明することで、県
民理解の促進に努めてください。

健全化を図り、国土の保全や水源の涵養、ゼ
ロカーボンの実現に向けた取組みなど幅広く
公益的機能の維持増進に寄与しています。

しかしながら、伐期の到来による収益の確
保まで長い年月を要するため、それまでの間、
事業運営は県からの借入金等に頼らざるを得
ないという構造的な問題を抱えています。

こうした中、平成25年に改定された県の改
革基本方針では、徹底した経営改革の推進を
条件に組織の存続が決定したことから、公社
としても累次、経営改革プランを策定し、身
を削る改革を進める一方、引き続き県からプ
ランに基づいた人的、資金的な支援を得て、
人材の育成やICT技術の活用、受託事業の
拡大による市町村の支援などにも取り組み、
経営改革の推進と実行体制の強化に努めてい
ます。

そうした状況は、県から適時県議会に対し
て報告がなされ、公社としても紙媒体による
「公社だより」やWebサイト等で最新の情報
を広く県民の皆様へお届けし、また総会や理
事会、プラン推進会議等の場を活用し種々P
Rに努めるなど多様な手段を用い、丁寧にタ
イムリーな情報発信を心がけていますが、今
後、特に節目となる行事等については積極的
にプレスリリースを行うなど、さらに創意工
夫と改善を積み重ね、あらゆる機会を捉えて
県民の皆様理解が一層深まるよう努力して
まいります。

所管部局（林務部）に対する意見

1 公社事業等に対する県民理解の促進等

長野県林業公社の主要事業である「分収林
事業」は、分収林が伐期を迎えて木材の売却
収入が得られるまでの間、県の長期借入金を
主な財源として実施せざるを得ないという構
造的な課題があります。

令和3年5月に公社が策定した第2次経営
改革プランの中で、現状の低迷する木材価格
等一定の条件で試算した長期収支予測によ
ると、最終事業年度（令和58年度）に県の貸付
金約126億余円が回収不能になると見込まれ、
極めて厳しい経営状況にあります。

一方、公社が行う事業は、森林資源の適正
な保育・管理等を通じ、国土の保全、水源の
涵養、水害や土砂災害の予防、ゼロカーボン
への貢献など、公益的機能の維持増進に重要
な役割を果たしてきており、今後も継続して
ゆく必要があります。

このような状況を踏まえ、公社の経営状況
や事業継続の必要性等について、積極的に情
報発信して県民に丁寧に説明することで、県
民理解の促進に努めてください。

1 林業公社では、令和3年5月に策定した第
2次経営改革プランのもと経営改革に取り組
んでおり、取組状況を毎年県ホームページに
て公開しております。

今後も引き続き、林業公社と連携しながら、
積極的な情報発信に努めてまいります。

また、本県は林業公社が存続している都県
で構成する森林整備法人全国協議会に加盟し
ており、当協議会の活動として、継続的に国
に働きかけるため、林業公社制度を所管する
林野庁と地方財政措置を所管する総務省へ要
望活動を毎年実施しています。

県としては、林業公社による第2次経営改
革プランに基づく取組の支援と、資金の貸付
や利子補給による財政支援を引き続き実施し
てまいります。

	<p>また、他の都県林業公社も本県公社と類似する経営課題を有していることから、分収林制度の見直しや経営安定化に実効性のある支援施策の導入等を国へ働きかけるとともに、重要な役割を担う公社に対する県行政の関与や財政的な支援について、引き続き検討してください。</p>	
長野県中小企業団体中央会	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 中小企業等協同組合法会計基準の適用</p> <p>決算関係書類の作成等会計処理に当たっては、中小企業等協同組合法施行規則第71条で「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。」と規定されています。</p> <p>事業運営や財務状況の透明性等を確保するため、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準である中小企業等協同組合法会計基準の適用を検討してください。</p>	<p>1 決算関係書類の作成について、従来の収支決算書ではなく、損益計算書を充実させたものに一元化し、明瞭にしました。</p> <p>これに併せて予算についても見積損益計算書形式に変更し、改善しました。</p>
長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 団体運営組織の見直し</p> <p>協議会の重要事項を決議する総会は、活動組織が存する72市町村、関係する5機関及び県で構成され、総会に次ぐ執行機関である幹事会は、6市町村、関係する5機関及び県の関係課で構成されています。総会や幹事会を開催しても出席者は限定的で、多くの構成機関が書面で議決権を行使していることから、効率的で実質的な団体運営となるよう組織や構成機関の見直しを検討してください。</p> <p>2 会計処理方法の見直し</p> <p>公益法人会計基準に準拠して複式簿記で会計処理していますが、交付金実績報告関連手続きのため出納整理期間を設けていること等を考慮すると、単式簿記での会計処理が適切かつ効率的であると考えられますので、検討してください。</p>	<p>1 効率的で実質的な協議会運営となるよう、組織や構成機関の見直しを検討します。</p> <p>2 令和5年3月22日に開催した令和4年度通常総会において、規約を改正するとともに、令和5年4月1日付けで会計処理規定を改正し、令和5年度から単式簿記での会計処理としました。</p>
「スノーリゾート信州」プロモーション委員会	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 会計年度の検討</p> <p>定款第11条第2項で、会計年度は毎年4月1日から3月31日までと規定していますが、事業内容及び会計処理を考慮すると、冬季のスキーシーズンに併せて会計(事業)年度を定めることが効率的であると考えられますので、会計(事業)年度の始期及び終期を検討してください。</p>	<p>1 事業の実態に則すよう、会計年度を8月から翌年7月末までとする改正規約案を令和5年の総会で審議予定です。</p>